

## 「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査会」議事録

日 時：平成22年7月23日（金） 10：00～11：45

場 所：ニッショーホール 5階 大会議室

出席委員：

大崎委員長、吉岡副委員長、五野委員、大河内委員、亀田委員、岸本委員、  
渋谷委員、武内委員、泥委員、中谷委員、前田委員、松尾委員、松島委員、  
松野（雄）委員、松野（勉）委員、三浦委員、森委員

### 【1】開会

### 【2】会議成立の確認

委員全員の出席があり、過半数であったことから、会は成立している旨を報告。

### 【3】配付資料確認

事務局から配付資料の確認があった。

### 【4】前回議事録の確認

議事録（案）は、電子メールにて事前に委員あて送付済であることから、通読は省略。  
当該議事録案に対し委員からコメントはなく、（案）が外れ議事録となった。

### 【5】議題（1）：電気用品安全法技術基準体系等見直し基本計画について

#### 「8. 委員構成」及び「9. 検討経緯」について

資料4-2に基づき検討作業幹事会の吉岡主査から説明があった。

#### 「1. はじめに」～「3. 課題解決のための具体的検討及び検討体制について」について

資料4-2に基づき製品安全課の結城課長補佐から説明があった。

#### 「4. 技術基準の性能規定化の検討結果について」について

資料4-2に基づき技術基準性能規定化分科会の住谷分科会長から説明があった。

#### 「5. 品目大括り化及び法令手続き合理化の検討結果について」について

資料4-2に基づき品目大括り化・法令手続き合理化分科会の松島分科会長から説明があった。

#### 「6. 見直し基本計画の進め方」及び「7. おわりに」について

資料4-2に基づき経済産業省製品安全課の結城課長補佐から説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

○澁江委員

34ページの表16にある、電安法対象品の施工を伴うものを部品とし、施工を伴わずエンドユーザがそのまま使えるものを電気製品とし、品目を大きく見直すという記載は、分かり易くて良い。35ページ1行目に「今後、更なる検討が必要」とあるが、表17の現行14～18の中で電気工事を伴う製品も幾つかあるので、部品の方に移動されるなど検討して頂きたい。

○松尾委員

大括り化は大いに結構だが、電気機械器具と大きく括ると型式の区分はどのような方向にするのかイメージを教えてください。

○製品安全課

「型式の区分」と「大括り化」は、検討していた段階でもIECに合わせる方法、JISに合わせる方法、従来どおりの方法といろいろな案が出てきた。特定電気用品の場合は型式検査が行われており、型式の区分は意味のあるものとなっている。平成11年以前は乙種電気用品には型式の区分がなかったが、法律の改正で他の製安四法と合わせるという形で、特定以外の電気用品についても型式の区分が導入された。例に挙げている電熱器具のように非常に詳細な規定となっており、この中で少しでも項目が変わると、その都度電安法第5条に基づく変更届が必要となっている。一方、特定電気用品以外の電気用品に関しては、電安法第8条に基づく技術基準適合確認では、第9条のような型式検査を規定していないことから、型式区分の大括り化の必要性はある。電気用品の区分をIECの区分に整合させつつ、必要最小限な型式の区分に分けるという統括化を現在検討している。まだ途上であり、時間をいただきたい。良い方法に進んでいると思う。

○森委員

「是認」という言葉は、何を意味するのか。8ページ表2に官民の分担というのがあるが、民間が解説等を作った場合、解説に関する技術適合判断は、国に是認した人にあるのか又は解釈を最初に作った民間側にあるのか。是認しないルールは、どういうものか。民間が解釈又は解説を作った場合、民間が解釈した結果を国がそう思っていないとなると誰が最終判断するのか。

○製品安全課

このスキームについては、米国、EUでは確立されたものであり、ポピュラーな仕組みである。規格策定団体は、技術規格を策定する。一方、規制当局がそれを規制基準として取り入れるか否かについて、判断し、その結果を公開している。規制基準に取り入れられることにより、基本規定の整合規格として使って良いということになる。原子力安全・保安院では、こうしたルールを平成14年7月の原子炉安全小委員会報告を受けて明確化した。

今後検討することとなる電安法の是認スキームにおいても透明性を高めるという上で明確化することが必要である。先行事例を参考にしつつ仕組みを考えていきたい。

○大河内委員

電気用品かどうかという問い合わせの電話が多いとあったが、私たちは電気の流れるものは電気用品かと思っているので、「電気用品安全法における電気用品という途端に訳が分からなくなる」ということ自体が分からない。具体的に、「どんなものが電気用品かどうか分からない」と問い合わせがあるのか教えていただきたい。

○製品安全課

電気用品は、現在454品目指定されている。パソコン用のルーターやハブがあるが規制対象となるのか、ルーターとは言わないまでも他のものと複合されているとどうなるのかといった問い合わせがある。業界には2種類の受け止め方があるように推測される。電気用品安全法の適用を受けて事前規制の対象としてリスクを低めたいとする考えと、できる限り電気用品安全法では読めないとする考えがみられる。コンセントに挿すものは全て電気用品だと考えている方々にとって、実際にはそうではないと聞くと驚くことと思われる。それが今回の検討の端緒となった。

○三浦委員

使う側には法律は関係ない。使っていて、使い勝手が良いか、便利か、不便か、無ければ困るか、又はかわいいから、等の基準で買っている。法律は長い間、関係のかたがたが培ってできてきたものであるが、例えば20年前に誰もが端末を持っていて、気に入ったらすぐ買える、そして、翌日には家に届く、という流通のシステムは考えていなかったはずだ。消費や流通の現場が目まぐるしく変わっているにもかかわらず追いついていない法律は、電気以外の分野にも非常にたくさんある。そこをどうやって追いつかせるか、柔軟性を持って迅速にというのが非常に大変だと思う。消費者の理解の啓発は消費者団体がやっていかないといけないが、今回のこういう検討もWGの方々、ここに御参集のそれぞれの御専門の方々の努力に消費者の安全は支えられていると改めて感じた。知ろうとしない消費者もいるが、そういうことは消費者には全然届いておらず、消費者にも安全というものに関心を持たせる何かが必要だと改めて感じた。

売り切ってしまったら居なくなってしまう事業者も現実に居たり、トラブルが起こっても法律に関係ないと言われたりするなど人としての倫理観の問題も絡んでくる。これが安全性の問題の非常に難しいところなので、平成25年まで今日ここにいるメンバーが全員いるかどうか分かりませんが、関係団体の方も含めて御協力いただきたいようお願いしたい。

○武田委員

仕様規定にJISや民間規格が採用されると思うが、JISの体系や構成への変化の影響はあるか。もし予測されるなら団体規格も含めて、どのようにしたらいいか早めに発信していただきたい。

○製品安全課

2項基準は、昭和58年に策定されてから25～6年経過しているが、すべての電気用品はカバーされていない。しかし、ほぼ体系化されているので、2項基準はJIS化されやすい特徴を有している。一方、配線器具や日本独自のものなどは、今後は、必要なJISを作ったり民間規格を使ったりしていくことになると考えられる。

○松野（勉）委員

24ページ図7の「将来的な技術基準体系階層化のイメージ」について、将来的にはこういう形がスッキリしていて良いと思っているところ。具体的な規格ということになると、それに基づいて製造したり試験所が評価したりするためには、適用のためのガイダンスが具体的に、かつ理解し易いものでなければならない。例えば、IECでは試験所委員会があって、規格の解釈を試験所の間で統一していこうとし、統一した解釈を出している。そういうものも適用のためのガイダンスの位置付けとして取り入れていく必要がある。また、三次文書として任意に作成するとあるが、任意という範囲を広めに考えていく必要があると思う。

#### ○製品安全課

米国、EUでは、性能規定とセットで必ずガイダンスが作られている実態を踏まえ記載している。なお、分科会の中では必要がないのではないかという議論もあった。実際に性能規定があっても仕様規定があっても適用のためにどうするのかという問題が必ず出てくる。IECでもCTL決定集もあるので、より良く規格を理解して活用するためのガイダンスは必要である。作成は民間団体となるが、国も何らかの形で参加することとなる。

#### ○泥委員

例示規定にはJIS又は団体規格を使うということであるが、団体規格は自主規格であって国の法律には採用されないということだったが、JISに格上げしないといけないのか。団体規格のままでも良いのであれば、中身をどうしておくべきか。

#### ○製品安全課

例えば、既に、火力発電の安全規制において、社団法人日本ガス協会の規格を引用している。その際の要件としては、団体規格が公平中立な審議プロセスを経て、制定されているかが要点となっている。例えば、委員構成に偏りが無く一般の意見も取り入れているか、パブコメをやっているか等がある。参考にはなるが、あくまでも他部門の例であり、電安法ではまだ白紙の状態なので、今後皆さんと相談しながら決めていきたい。

### 【6】基本計画の承認について

異議なく承認された

### 【7】その他

事務局から以下のとおり次回の予定につき説明があった。

#### ○事務局

現在のところ、具体的な日程案はない。なぜなら、今、基本計画が承認された。これに基づき具体的な課題等を検討していき、次回御報告することとなる。次回の開催予定については、後日日程調整を行った上で、決めていきたい。

### 【8】最後に

三木製品安全課長からの挨拶

○本日は基本計画を御了承いただき感謝申し上げます。本日御意見を伺い、改めて思うところ

ろがあるので御紹介したい。大河内委員、三浦委員がおっしゃったように今の電安法の体系の中で、いわゆる電気製品と世の中で思われている物で、PSEマークが付いていないものがある。逆に安全基準を満たしたものであっても事業者はPSEマークを付けられない体系となっている。消費者団体からするとなぜPSEマークが付いていないのか、買っても大丈夫なんか、というような御不満をもたれてしまう。こういうところは、解消していきたいと思っており、全体を大括り化してすべての電気製品を対象にしていきたい。現在、規制はほとんど国が決められているが、なるべく民間規格を活用したい。民間規格だからといっても効力は同じであり、PSEの基準のベースとなるので、採用するにはしっかりとした手続を踏む必要がある。そこで「是認プロセス」の考えを導入したように、きちんとオーサライズするメカニズムを取入れ、うまく体系を組上げていきたいと思っている。これまで皆様に熱心に御議論いただき、ここまで到達できた訳であるが、ここから非常に大変な個別論、具体的な検討に入っていくので、是非御協力をお願いしたい。我々の方もしっかりとやっていきたいと思っており、この基本計画の中にスケジュールがあるが、省内ではもっと早くできないのか、何とかスピードアップしてやろう、という議論をしており、是非このスケジュールを上回るぐらいのスピード感でやっていきたいと思っている。

以上